

令和2年度普通会計決算認定特別委員会

令和3年10月12日（火）

[委員会の概要 経営戦略部・監察局関係]

岩佐委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

仁井谷経営戦略部長

令和2年度決算に係る主要施策の実施状況及び決算の概要につきまして御説明申し上げます。

説明資料1ページを御覧ください。

令和2年度の主要施策の成果の概要については14点でまとめてございます。

1点目は未来につなげる広報広聴の推進でございます。

徳島の注目度をアップさせ、多くの徳島ファンを獲得するため、報道機関への情報提供による広報活動をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、県ホームページやSNSなど、様々な広報媒体を活用し、より一層連動性を持たせた統一感のある広報を進め、本県魅力の力強い発信に努めました。

2点目は私立学校の振興でございます。

私立学校の経営の安定化や魅力ある学校づくりを推進するため、運営費等の助成、私立高等学校等に対する授業料軽減補助や就学支援金など教育費負担の軽減を図り、私立学校の振興に努めました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、保健衛生用品の購入、一人1台端末の整備など私立高等学校などが行う感染症対策への支援を行いました。

3点目は行財政改革と適正な人事管理の推進でございます。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に取り組みました。

また、能力実証主義による人事管理に努めるとともに、若手職員対象の研修をはじめとした職員研修の充実を図り、戦略的な人財の育成に努めました。

4点目は職員のメンタルヘルス対策の推進でございます。

職員が心身ともに健康で安心して働くことのできる職場づくりを推進するとともに、病気休暇中の職員の円滑な職場復帰を支援するため、メンタルヘルス相談やストレスチェック等を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めました。

2ページを御覧ください。

5点目は財政の健全性の確保でございます。

令和2年度の財政運営は人口減少、災害列島、新型コロナウイルス感染症の三つの国難を打破するとともに、徳島版SDGsを実装するため、安全・安心とくしまの実装、革新

創造とくしまの実装，魅力感動とくしまの実装を3本柱とした施策の推進に取り組みました。

また，新たな財政構造改革基本方針に基づき，歳入・歳出両面にわたる改革に取り組み，未来投資を支える持続可能な財政基盤の確立に努めました。

6点目は官民連携による資産活用力の向上及び県有財産の活用・長寿命化の推進でございます。

PPP／PFI事業への県内企業の参画を促進するため，県内企業や県，市町村等で構成するプラットフォームを活用し，実務知識の習得や企画立案スキルの向上に努めました。また，徳島県公共施設等総合管理計画に基づき，長く，賢く使う最適化対策を推進することとし，万代庁舎においては空調設備や給排水衛生設備の大規模改修，視覚障がい者用誘導ブロックの敷設替えに係る設計を実施いたしました。

7点目は県税収入の確保でございます。

税負担の公平性を確保するため，課税客体の的確な捕捉や早期課税とともに，厳正な滞納整理等に努めました。また，県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について，県と市町村の税務職員の相互併任をはじめとする市町村への各種徴収支援を実施し，収入未済額の縮減に努めました。

8点目は行政情報化，情報セキュリティ対策及び革新的技術を活用した業務改革の推進でございます。

庁内の情報ネットワークや情報システムの機能強化と安定運用に努めるとともに，サイバー攻撃等，外部からの脅威に対する強固な情報セキュリティ対策を実施しました。また，業務，システムの最適化に加え，AIやRPA等の革新的な技術を活用した全庁的な業務改革に取り組み，スマート県庁を推進しました。

9点目は効率的な総務事務処理の推進でございます。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう，適正かつ効率的な事務処理を遂行するとともに，総務事務処理の不断の見直しや処理システムの改善に努めました。

3ページを御覧ください。

10点目は職員の職務執行の適正確保及び事業評価の実施並びに情報公開制度，個人情報保護制度及び広聴事業の推進でございます。

職員の職務執行の適正を確保するため，公益通報制度に基づく調査や定期監察等に取り組むとともに，政策推進に係る県民目線からのチェック機能の強化を図るため，県政運営評価戦略会議の運営などを通じ，本県ならではの事業評価を実施しました。

また，県政に対する県民の理解と信頼を深め，開かれた県政を推進するため，情報公開の総合的な推進に努めるとともに，県民の権利利益を保護するため，個人情報の適正な取扱いが図られるよう努めました。

さらに，県民の要望，意見等を県施策に反映させるために，県庁コールセンターの運営や，県庁ふれあいセンターすだちくんテラスを活用した効果的な県政情報の提供など，県民広聴事業の一層の充実を図りました。

11点目は農林水産関係団体等への検査の実施でございます。

農林水産関係団体，公益法人，私立学校，社会福祉法人等の適正かつ健全な運営を確保

するための検査を実施しました。

12点目は適正な法制執務及び文書管理事務の実施でございます。

行政の適正かつ円滑な執行に資するため、条例案等の適正な審査に取り組むとともに、文書の收受、審査、保存等の文書管理事務を適正に実施しました。

13点目は適正な公金管理でございます。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など公金の適正な管理に努めるとともに、財務会計システムの安定運用と機能強化を図り、適正な会計事務を推進しました。また、会計事務の更なる効率化を目指し、RPAの活用促進を図るための人材育成に取り組むとともに、AI-OCRを本格導入しました。

14点目は入札事務の適正な執行及び公共工事の品質確保でございます。

入札制度の適正な運用を図り、談合等不正行為を排除し、公正性、競争性、透明性の確保された入札事務の執行に努めました。また、工事検査を適切に実施するとともに、検査業務の効率化と公共工事の一層の品質確保に努めました。

次に、4ページを御覧ください。

4ページから6ページにかけて、主要事業の内容及び成果について事業内容、成果、決算額を記載してございます。計15事業ございまして、その内容につきましては先ほど説明した部分と重複するところもありますので、それぞれ御覧いただければと存じます。

次に、7ページを御覧ください。

7ページと8ページで、一般会計決算の概要をまとめてございます。

一般会計の歳入決算額でございます。

表の左から4列目、収入済額の一番下の合計欄を御覧いただきますと3,615億3,788万5,472円となっております。内訳は地方交付税、県税などでございます。その右側の不納欠損額は5,547万7,396円となっております。県税等の欠損処理を行ったものでございます。そのまた右隣が収入未済額8億3,991万8,721円となっております。県税等の未収入分でございます。

8ページを御覧ください。

歳出決算額でございます。

表の左から3列目が支出済額でございます。表の一番下の合計欄を御覧いただきますと、地方債の償還金などによりまして1,231億5,013万4,483円となっております。

その二つ右側、不用額でございます。9億4,768万5,517円となっております。公債費の減少に伴う執行残あるいは予備費1億5,000万円を執行しなかったことによる執行残等によるものでございます。

9ページから10ページにかけて、特別会計の歳入歳出の決算状況でございます。

9ページは歳入でございます。

港湾等整備事業特別会計など計7会計ございまして、その内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

10ページは特別会計の歳出の決算額でございます。

以上、簡単でございますが決算の概要説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

岩佐委員長

以上で、説明は終わりました。
これより、質疑に入ります。
それでは質疑をどうぞ。

山西委員

おはようございます。
私からは、大きく3点についてお尋ねいたします。
まず1点目ですが、会計年度任用職員についてお尋ねいたします。
昨年度から会計年度任用職員制度がスタートして、今回の決算が初めての決算になるのかと思います。
そこで、会計年度任用職員の職員数あるいは人件費の総額がどれぐらいになっているのか、令和元年度と比較して県の支出がどれぐらい増えているのか、お伺いしたいと思います。
これはなぜ聞くかという、会計年度任用職員の制度が始まって処遇が改善されたかどうかということがお聞きしたいところがございます。一部自治体では会計年度任用職員が導入されて待遇が逆に悪くなったという声も聞くところがございます。徳島県の状況はどういう状況なのか、あるいは金額ベースで単純比較ができないということであれば、県がこの会計年度任用職員制度についてどういうふう考えているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

岡島経営戦略部次長

ただいま、県の会計年度任用職員の待遇改善の御質問かと思われまます。
まず、委員がおっしゃるように、この制度は令和2年4月から運用が開始されたところでございます。会計年度任用職員は、旧の22条職員から会計年度フルタイムということになるのですけれども、大体二十四、五人増えているかと思えます。非常勤はそんなにたくさん増えているわけではないと思えます。
実際の額でございます。大変恐縮ですけれども比較できるような集計した数字は持ってございませんが、待遇改善について、いわゆる給料や賃金とか報酬の設定の仕方が制度的にどうなのかということで御説明を申し上げたいと思えます。
まず、会計年度のフルタイム、旧の22条職員とお考えいただけたいと思えますけれども、給料月額、旧の臨時職員と同じように、ある一定の正規職員と同じ水準に置いてございますので、これについては変わりございません。一番大きく変わってくるのが期末手当です。こちらについては従来は年間1月程度でございましたけれども、常勤準拠ということで年間2.55月と、明らかに待遇改善がなされております。加えまして、常勤には昇給制度がございます。こちらについても、年度を経るごとに昇給するというところでございますので、当然その初年度より2年目、2年目より3年目ということで給料が上がっていきます。それと、退職手当が新たにできた制度でございます。トータルで処遇改善、年収増という形になっていると思えます。
もう一つ、同じ会計年度任用職員でもパートタイム、旧の非常勤職員とお考えいただけ

たらと思いますけれども、こちらについてもフルタイムの会計年度任用職員と同様でございます。

常勤と同様に給料表の適用、昇給制度、それから期末手当が従来は出ておりませんでしたけれども、出るということになっていきますので、一定の待遇改善になっていると御説明を申し上げたいと思います。

山西委員

よく分かりました。

年度を経て昇給していくということになれば、支出額もまだ今回は明らかになりません。あるいは退職金も今回で明らかになりませんので、今のこの状況で単純比較は難しいとよく分かりました。ただ、本県においては待遇改善につながっているという認識をいたしました。是非引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、超過勤務の状況についてお尋ねいたします。

昨年度来、コロナの感染拡大が続いておまして、特に保健福祉部や危機管理環境部では当然業務が増えていると思います。その部署だけではないと思いますので、全体的に業務は増えてきていると思います。

昨年度の超過勤務の状況は、どういう数字になっているのかお伺いいたします。

岡島経営戦略部次長

令和2年度の超過勤務についてお答えさせていただきたいと思います。

令和2年度における職員一人当たりの平均超勤時間数は22.8時間となっております。その前の年、令和元年度が19.7時間でございますので、時間にしてプラス3.1時間、率にしてプラス15.7パーセントの増という結果でございます。

山西委員

3.1時間増えているということでもあります。

この問題については、特効薬と言われても非常に難しいと思います。マンパワーは限られていますので、今のこの職員数の中で日々の業務をこなしていくということしかない。その限られた人材の中で業務に当たりつつ、コロナも含めて災害や非常時にも当たっていかなければならない、そして事務を適切にミスなく執行しなければならないという至上命題もあります。

今回、徳島県が取り組んでいい制度だと思ったのが、忙しい部署に他の部署から派遣をして、県庁全体で職務に当たるということができたとお伺いしています。こういう相互応援の制度をいかに構築をしていくかということが、これから非常に重要なポイントになってこようかと思っています。

今回の取組をどのように分析して、そして今後、コロナだけではないと思います、様々な危機事象に対応していくためにも、今回の制度をしっかりと検証しながら次につなげていく、そういうためにはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

岡島経営戦略部次長

今回のコロナ禍で、超過勤務が一部増えているところがございますけれども、全庁的な応援体制ということで一定の御評価を頂いたと思います。

元々、東日本大震災が取っ掛かりでありまして、この際に各部局で、それぞれ割り振って、現地に応援に行ったというのが最初かと思っています。

また、昨年度、鳥インフルエンザがございました。

こちらについても農林水産部が中心になりますけれども、名簿登載のような形にして順次応援していくという体制をとったところがございます。

そういった中で起きたのがコロナというふうな状況でございます。

山西委員がおっしゃったとおり、全庁挙げて、本当に日本挙げての取組の問題だと思っているところがございます。限られた人材の中でコロナ対応に当たっていくということでございますので、全庁的な応援体制を敷いていかないと、とてもではないですけど保健福祉部や危機管理環境部だけでは対応できないという点がございました。割と早い段階から全庁に声掛けをしまして、ある程度の枠を設定してやっているところがございます。

だんだん進化させていく中で、本務職員の増員ももちろんやりましたけれども、兼務体制の増では、例えば保健所に勤務経験のある人を優先的に兼務に充てるとか、各所属が応援するに当たっては、所属のほうもコロナに関わる業務も含め様々な業務がございますので、長期の兼務、短期の兼務、2か月出せる、1か月出せる、短期で出せるというようなあたりを原課と要望もうまく取り入れまして、適切な応援対策を組むという形をとらせていただきました。

また、先ほど申し上げたように技術職員も不足してきますので、技術職員についても、経験者に行っていただく。技術を持たれている方ですので即戦力という形で手伝っていただけるように、今、名簿のようなものをこちらで作っているところで、各部各課に応援をお願いして御了承いただいているところがございます。

コロナ患者数の増減で業務の若干の繁閑もございますので、そのあたりは繁閑の具合と、先ほど申し上げたような1か月、1週間単位をうまく組み合わせながら応援体制を築いていく状況でございます。

委員がおっしゃったように様々な有事がありますが、この仕組みで十分に解決できると思いますし、何よりも職員が全庁的に意識付けというような形で、今回のシステムティックとまで言えるかどうか分かりませんが、備えていただけたのではないかと思います。そういった有事にもつなげていきたいと考えているところがございます。

山西委員

これは、マネジメントが一番肝になってくると思います。いかに効率的に人を動かして回していくかという司令塔役が極めて重要です。そこは人事課さんが司令塔になってマネジメントしていく。やはり今回いろいろなノウハウを得たと思いますし、もちろん反省点もあるし、良かったこともあると思いますが、そういったことを一度どこかのタイミングでリセットしながらブラッシュアップして、より効率的に精度を高めていくという努力も重ねてお願いしておきたいというふうに思います。

それから最後に、税についてお尋ねいたしたいと思います。

先ほど部長からも御説明いただいたとおりであります。税務課の収入未済額が8億

4,000万円と高額になってございます。その要因と今後の見通しについて、どのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

賀原税務課長

収入未済額につきまして御質問を頂きました。

県の税務職員といたしましては、適正に課税された県税につきましては100パーセントの徴収を目指さなければならないという認識の下、日々徴収業務を行っております。

しかしながら、県税の収入未済額につきましては、平成19年度の税源移譲によりまして平成21年度には19億300万円まで膨らみました。以降、県税収入未済額の約8割を占めておりました個人県民税対策を最重要課題と位置付けまして、縮減に向けた更なる取組の強化対策といたしまして、平成25年度から東部県税局徳島庁舎に住民税担当を設置しました。

また、同じく平成25年度から滞納整理全般について、長期にわたり指導、援助を行う県税務職員の市町村への長期派遣を実施いたしました。

さらに、平成29年度からは税収の確保と税務職員の徴収技術の向上等を図るために、県と市町村の税務職員が差押えなど特定の滞納整理業務を共同実施することを可能とする相互併任制度の導入などの取組によりまして、市町村と連携を図りつつ、様々な徴収対策を実施した結果、令和元年度の決算における県税の収入未済額は6億600万円となりまして、平成21年度の19億300万円と比較いたしますと約13億円の縮減となったところでございます。

令和2年度につきましても、徳島市をはじめ7市6町で相互併任制度を実施するなど、更なる市町村支援の強化を進めるとともに、徳島市との相互併任におきましては3年連続となる合同公売会を開催いたしまして、令和2年度、新たに藍住町が参加するなど制度のメリットを生かした取組を行ったところでございます。

一方で、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制措置として創設されました徴収猶予の特例措置の影響、また住民との距離が近い市町村におきましては、これまで積極的に行ってきた滞納処分等がこれまでと同じように行えなかったこと、さらに規模の小さい市町村では税務以外の業務への応援に手を取られたことなどから、令和2年度の県税の収入未済額は、対前年度比で2億3,400万円の増となる8億4,000万円となったところでございます。

なお、令和2年度から令和3年度へ繰り越された収入未済額8億4,000万円の、本年9月末現在の縮減状況でございますが、2億8,000万円減の5億6,000万円となっております。昨年度の同時期の縮減額が1億5,800万円でしたので、昨年度より1億2,200万円の縮減の見込みとなっているところでございます。

今後の見通しについてでございますが、徴収猶予の特例措置につきましては、令和3年2月1日までに納期限が到来するものが徴収猶予の対象となっております。徴収猶予の期間は納期限から1年間でございますので、今年度中に完納となる見込みでございます。

また、市町村が賦課徴収を行う個人住民税の均等割、所得割につきましては、相互併任制度を更に拡充するなど、引き続き市町村との連携を密にしまして、効果が見込まれる徴収支援策を講ずることで未収金の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

山西委員

未収金の削減をしっかりとしていくということは、税の公平性から考えても非常に重要であると思います。様々な市町村との連携を含めて努力があつて、本年9月末現在の縮減状況でいくと5億6,000万円になったと、ここは評価をしたいと思います。

ただ一方で、コロナ禍でございまして、収入が著しく減少したり、あるいは雇止めに遭ったり、県民の皆様お一人お一人で様々な事情、状況があると思います。コロナ禍で苦しんでいる方々には、特に丁寧な対応が求められると思います。

そこで、今後こういうコロナ禍ということも踏まえて、どういうふうに徴収していくのかお伺いしたいと思います。

賀原税務課長

山西委員に御指摘いただきましたとおり、今年度におきましてもウイズコロナの中、ぎりぎりの状態で何とか踏ん張っておられる県民の方、事業者の方がいらっしゃいます。これまでと同様に綿密な財産調査等を行いまして、滞納者の状況を確実に捕捉した上で滞納処分を行うことを徹底するとともに、真に納税が困難な場合など、納税者の方に一定の事由がある場合には滞納処分の執行停止など、納税を緩和する制度も規定されておりますので、それらの制度を活用しているところでございます。

これからも、県税収入及び税の公平性を確保しつつ、無理な徴収とならないよう配慮しまして、適正な徴収業務の執行に努めてまいりたいと考えております。

山西委員

よく分かりました。

税の公平性をしっかりと確保しつつ、丁寧な対応を求めまして、私の質問を終わります。

西沢委員

二、三日前、テレビで確か観光だったと思うのですが、去年とおととの全国の人気ランキングというのがありました。47都道府県中徳島県は46位と、下から2番目でした。今年は上がったのかな。上がったデータは知らないのですが今年はどうなのか。42位。どちらにしたって下のほうから数えるのが早いです。

例えば46位から42位になったのは何が原因ですか。そのあたりをテレビで見えていなかった。分からない。首を振っていますね。

岩佐委員長

小休します。（11時01分）

岩佐委員長

再開します。（11時01分）

西沢委員

私は、徳島県の経営戦略的に足りないところがあるのではないかといいたいんであって、先ほどの例です。47都道府県中46位、42位に上がったという話がありましたけれど、もっとちゃんとした柱を私は前から作ったらどうかと、例えば写楽の話なんかをしました。大きな柱を考えていく必要があるのではないかと。

それと、宣伝も下手です。そういう徳島県としての経営戦略的なものをどう捉えているのか。商工労働観光部だけではなく、全体的に徳島県の顔をどうするのかなということもちょっと聞きたい。何か考えているのかということです。

仁井谷経営戦略部長

私どもも広報広聴の推進ということで、当然ながら力を入れてやっております。特に秘書課の中に広報のセクションがございまして、ここで県全体の広報を統一感のある形で推進しようという取組をしております。

各部局、当然ながらそれぞれホームページやSNSもやっておりますが、統一的なメッセージとして、徳島あるいは阿波というようなキーワードで徳島ファンを獲得しなければいけないというのは当然のこととございます。全体的な統一性を持たせた形でのホームページ、あるいはテレビのCM、特に最近の若い方はSNSを使われますので、FacebookであるとかTwitter、さらに、実は今、Instagramがないということです。これからインスタも作っていかないといけないのではないかとこともございます。

こういった広報戦略を通じまして徳島の知名度、西沢委員に御指摘された都道府県ランキングはかなり知名度ランキングに近い部分がございますので、徳島はこういうことをやっている、徳島の取組はこういうことがあるというキーワードをしっかりと発信して浸透させていくという取組をやっていく必要があると思っております。これはそれぞれの部局での取組に加え、我々として統一感のあるメッセージをしっかりと発信していくことを考えております。

西沢委員

徳島県というのはアピール度が何か弱いような気がするんです。高知県はすごいアピール度がありますよね。県知事がスクーターの後ろに乗ったり、いろいろアピールがすごいと思うのだけれど、徳島県はそういう全体的な戦略的なものが他県に比べて弱いような気がして仕方がないのです。

各担当がやっていると言えども、一つ大きな柱というのを作っていく必要があるというように言いたいわけです。だから、阿波おどりはありますけれども、阿波おどりはもう全国的には認められていますけれども、それ以外に作っていかなければ今以上に伸びないと思うので、統一したものを作ろうということを経営戦略的にやってほしい。もっと強くやってほしいと思うのですが、いかがですか。

仁井谷経営戦略部長

御指摘ありがとうございます。

正にこのあたりはPR合戦でございますので、今の取組で十分ということはないので常に更新しながら、他県に負けないように、徳島の情報が埋もれないように、様々な媒体も活用しながらしっかり打ち込み、今後も取組を続けてまいりたいと考えております。

よろしく御指導のほど、お願いいたします。

西沢委員

先ほども言ったように、前に写楽を前面に打ち出した時に、写楽が描いた絵のような顔を知事さんがやったら面白いなと思ったんです。そうしたら、映画か何かで、こんな顔で虫がどこかに止まっているようなあれがありましたね、正にあんなことを考えていたんです。全国の福祉大会であれをやったら一発に人気が出るなと思っていました。そういう奇抜なことをやって、当たり前の中ではなくて、本当に注目するようなやり方を考えていけないのではないですか。担当者がやっておりますというような程度では、なかなかびっくりするようなことはないと思うのです。そういうことを常に考えていくということが必要だと思います。よろしく頼みます。

まだ写楽を諦めていませんので、写楽が本当に徳島の人間かどうかという私も何かないのかなといろいろ考えています。そういうもう一つの大きな柱が必要だと思います。それは置いておきます。

あと気になるのが、先ほど山西委員のほうから話がありましたけれど、財政の問題です。国のほうはかなりの財政出動をやっていますが、いつまでももつという問題ではないです。コロナが収まってきたら、当然ながら今度は国の財政が厳しくなって、引締めが掛かったら、そのときの出番は県です。そういう引締めが掛かったときに、今度は逆にばたばたと倒れたら困るから、県がそこで応援体制をとるとするのは、当然ながらしなければいけないことです。それをするためには、今の県の財政を締めるところは締めて、ちゃんと健全財政以上の財政にしておく必要があるのです。そうでないと、なかなか応援というのは難しいからね。

当然コロナ対策は必要ですけれども、もう一回、県の財政をそれ以外のところでしっかりと締めるところは締めて余裕を持たせるような仕掛けをしておかないといけないと思うのです。どうなのですか。

岡財政課長

西沢委員より、コロナ後の財政運営について御質問がございました。

委員の御指摘のとおり、コロナ対策は県でもたくさん予算を組んでおりまして、令和元年度7号補正予算から、先月の9月補正予算までの累計で1,059億円の補正予算を編成しております。

しかしながら、本県並びに全国知事会の提言により創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金をしっかり活用することで、県の一般財源による負担は予算額で84億円にとどまっているところでございます。

結果として、県の財政調整的基金については現在816億円を確保するなど、健全財政を保っているところでございます。

一方、今、御指摘がございましたとおり、国の財政は多額の国債発行など厳しい状況であり、また一昨日、財務省の事務次官が文芸誌に財政をしっかりと引き締めていかないといけないといった寄稿をするなど、今後、財政引締めの方角に進むことというのは大きく想定されるところでございます。

地方財政への影響については、骨太方針において一般財源同水準確保の見通し案を示されているものの、今後の見通しは予断を許さないものであり、しっかりと国の予算編成の状況を注視しながら、まずは令和4年度当初予算の編成に、今、委員から御指摘いただいた視点も踏まえながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

私のほうからも、まず財政状況について聞きたいと思えます。

令和2年度の地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の令和2年度の充当額、そして主な使い道、また直近の分も含めて状況を御報告いただきたらと思えます。

岡財政課長

山田委員より、地方創生臨時交付金の令和2年度の充当額、またその後について御質問がございました。

まず令和2年度の充当額については、決算で165.3億円を充当しているところでございます。

主な事業を三つほど挙げさせていただきます。

大きい金額で言いますと、商工労働観光部におきまして行いました融資に連動させまして10パーセントの給付を行う新型コロナ対応！企業応援給付金が41.0億円、二つ目、商工労働観光部のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業、飲食店やオフィスなどでコロナ対応の改修を行うなど、100万円、50万円、20万円の支援を行ったものでございまして、これが26.7億円、最後は、危機管理環境部における「新しい生活様式」実装推進事業、これは飲食店応援事業ということで、コロナのガイドライン実践店の認証を受けていただいた飲食店に50万円を給付するなどした事業でございまして、15.0億円執行しているところでございます。今のが令和2年度決算額で、単独分としては61.5億円程度、繰越しを行っているところでございます。

また、令和3年度には事業者支援分として新たに国から予算が来ているところでございますが、こちらについても9月補正までに全て予算措置させていただいているところでございます。

山田委員

先ほど、アフターコロナの財政的な対策ということで出たのですけれども、第6波の関係もあるのでアフターコロナまで行くかどうかもある。

臨交金、包括支援交付金等々に多額の国費が投入されているという状況から見れば、本来、財政課はどちらかというとブレーキを踏む部署なのですけれども、コロナ対策については、いわゆる原課のほうから必要なというか、県民の命や暮らしに関わるような事業があったら、それについては応援もしながら、県民の暮らしや福祉を守っていくというスタ

ンスなのですね。個々の部局について言いませんけれども、様々な意見がありました。

しかし、私はそういうふう思うけれども、その点について財政課の率直な状況をちょっとお聞かせください。

岡財政課長

山田委員より、コロナ禍における財政当局のスタンスについて御質問がございました。

1年ほど前を思い出しますと、1年前の総務委員会において、山田委員より同様の質問がございまして、財政課としてはどう考えているのかということについて、財政課としてはこのコロナ禍において何が起きているか、6月とかでしたので、起きてすぐということ、どういう世界になるか分からないから必要なものはしっかりと予算措置していきたい、部局の後押しをしていきたいといった答弁をした覚えがございました。その姿勢は、今も続けているものと、私としては認識しております。

一方で、コロナ対策をずっとやってきておまして、どこにどういうものが必要なのかということは、だんだんと分かってきているところかと思えます。国のほうの議論の中で、いろんな補助金や税金の使い方としてどこまで効率的なのかという議論が国の財政制度等審議会などで行われているところかと思えます。

税金の使い方から考えても、コロナが起きてからずっと同じようなスタンスではいけないと思っておまして、やはり効率的に予算を執行しながら、コロナで影響を受けているところにはしっかり応援していくというスタンスで、今後も予算編成に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

山田委員

今の答弁とも関連するのですが、財政調整的基金の問題についても聞いておきたいと思うのです。

令和2年度の決算ベースと、その後の推移についてはどういう状況なのかということについて、端的にお答えください。

岡財政課長

山田委員より、財政調整的基金の推移について御質問がございました。

まず一昨年、令和元年度残高が814億円ございました。これが令和2年度6月補正当時はなかなか財源がないということで、コロナ対策のために13億円を取り崩したところでございます。その影響等もございまして、令和2年度の残高については決算で800億円となったところでございます。

その後の見込みでございしますが、令和3年度につきましては、令和2年度の決算剰余が大きく出たことから、9月補正で67億円程度積み立てているところでございまして、現在の残高見込みについては816億円程度を予定しているところでございます。

山田委員

このコロナの中で増えていると率直に思うのです。当然将来の地方財政の危機感を持ってということは分かるのです。本会議でも副知事からそういう答弁をされておりましたけ

れども、しかし県民の命、暮らし、第6波もどういう状況になるか分からない、そういうことを防ぐという意味も含めて、取崩しも検討しないといけない時期に来ているのではないかと、私自身はずっと思っているのです。

国のほうからどんどん来るといふような状況はあります。しかし同時に、県としても独自のきめ細かな手立てをしていくべきではないか。

こういうことも含めて、東京は相当大幅な取崩しをやっていますけれども、他県の状況も含めて分かる範囲で、この動向についてお答えいただけますか。

岡財政課長

財政調整的基金の残高の在り方について、ほかの都道府県の状況も踏まえて、どういった傾向が見られるかという質問がございました。

まず1点目で、増えているではないかという御指摘でございます。ここに関しては決算との関係がありまして、昨年度の決算剰余が非常に大きく出ています。大きく出た原因は包括支援交付金が概算払で払われて、返還しなければいけないお金が出てくる。これが30億円程度あって、このおかげで決算剰余が大きく見えてしまっている部分がございます。決算剰余の半分は積み立てなければいけないという法律上の決まりになっておりますので、そこは積み立てざるを得ないので、見掛け上、今、財政調整的基金が少し増えたように見えている状態かと思えます。

2点目ですが、山田委員と議論していると、どうしても取崩しありきの議論になりがちなのですが、別に財政調整的基金を取り崩したからたくさんの対策をやっているというわけではなくて、まずは必要な対策があって、その結果、一般財政が足りないのであれば財政調整的基金を取り崩していこうという議論になっていく話でございます。現段階においては、県において行っている施策について、しっかりと臨時交付金等をはじめとした財政措置がされていることによって、幸運なことに財政調整的基金を取り崩さずに済んでいるというところかと思えます。

こういった傾向は他県も同じでして、昨年6月の状況、地方創生臨時交付金をはじめ様々な財政措置がなされていない状況においては、各都道府県においても財調基金を取り崩すという傾向が大きく見られました。

その後、しっかりと地方財政措置がされていったことによって、多くの都道府県においては財政調整的基金が回復、令和元年度より増えているところもあると認識しております。

最終的な結論としては、先ほどの答弁にも戻るところですけれども、必要な対策はしっかり行っていく、その結果として財政調整的基金を取り崩すということになれば、それはあり得るのではないかとこのところでございます。

山田委員

今、答弁いただいて、こればかりは言わないわけにはいかないもので1点だけ確認です。財政調整的基金は、財政調整基金と減債基金のルール外分が合わさったものだと思うのですが、特にその二つがどういうふうな関係になっているのかと、ルール外分の減債基金の取崩しは、いわゆるもちろん施策について各部局のほうから出てきた場合に、どう

しても国のほうで対応できない場合は充てていくべきではないかと私自身はずっと思っているのです。

その辺も含めて、岡課長の考え方について御答弁ください。

岡財政課長

財政調整的基金のうち、まず財政調整基金については、令和2年度決算額でお話をすれば130億円の残高プラス、減債基金のうち任意分は114億円というところで、義務的な積立てではないもので大体244億円あると認識しているところがございます。これは、標準財政規模の10パーセント程度を財政調整基金あるいは減債基金で確保するというところで、年度間の財政の調整を行っていくという考え方で確保しているものであり、この考え方に基づいて財政構造改革基本方針の800億円という数字も作られているところがございます。

繰り返しになるところでございますが、積立てありきで予算措置を行うわけではなくて、予算編成の結果として、財源をどうするかと考えたときに、財源がなかった場合に財政調整的基金を取り崩すという選択肢が出てくるという話でございます。その取崩しありきで予算編成を行っているというわけではないということを御理解いただければと思います。

山田委員

岡課長が気合を込めて答弁をされたのですけれど、私自身はちょっと納得がいかないところもあるので、引き続きこれについてはしかるべき機会にやっていきたいと思っております。

次に、先ほど山西委員さんからも出ました職員の長時間勤務の問題についてです。

先ほど、3.1時間増えているということですが、増えた主な部局の状況と、説明資料の1ページ目の4に職員のメンタルヘルス対策推進が上がっておりますけれども、その状況はどうなっているのかということと、メンタルを含め長期にわたって職場に復帰できていない職員に対する対応の問題も併せて御答弁いただけたらと思います。

岡島経営戦略部次長

先ほど、令和2年度の全部局の超勤時間を申し上げました。

特に、新型コロナ対策、感染症対応ということで、主なところでは健康づくり課が68.3時間、昨年度が29.5時間で130パーセント増、危機管理政策課は58.4時間と、昨年度は48.3時間で20.9パーセント増です。保健所も当然5割アップという形になっているところがございます。

職員のメンタルの状況ということですが、

令和3年10月1日現在、30日以上長期病気休暇者の数は43名でございます。うち、メンタルというふうに推定される職員が33名程度というのが現状でございます。

和田職員厚生課長

県におきましては、職員のメンタルヘルス対策として、大きく四つの柱で事業を実施しております。

一つ目は、全庁LANを活用したセルフチェックシステム、これを通じまして、職員本

人がセルフケアを実施するというもの、二つ目は、管理職、メンタルヘルスの実務者、一般職員の3層を階層としたメンタルヘルス研修の実施、三つ目は、精神科医や心理カウンセラーなどの外部の専門家を活用した相談体制の構築、四つ目といたしましては、長期病気休暇に至ってしまった職員の円滑な職場復帰につながるような支援を実施しております。

この支援につきましては、休職している職員には主治医の指示に従い通院、服薬等を継続し、療養に努めてもらう必要がありますが、療養後、本人に就労意欲があり、主治医が職場復帰可能と判断をした場合におきましては、円滑な職場復帰に向けた支援を行っております。

具体的に申しますと、産業医、メンタルヘルスの嘱託医、人事課、職員厚生課の担当者が連携いたしまして、本人や所属に対し、職場復帰に向けた相談や指導助言、復帰が決定した折には復帰後の業務内容やサポートについて、復帰後につきましても所属長やチームが本人と定期的に相談を行いまして、サポート体制を継続しているところです。

また、メンタル不調や身体の病気により、連続30日以上病気休暇や休職中の職員で、本人から希望がありましたら、復職前の不安というものを軽減するために、職場や仕事に少しずつ慣れるような1か月程度の試し出勤も実施しております。昨年度につきましては延べ26人が試し出勤を利用いたしまして、そのうちの24名が復帰したところであります。

山田委員

非常に大事な問題でありますので、また、しかるべき時期にその後を聞いていきたいので、お願いします。

この部局最後の質問ですけれども、内部統制制度です。

地方自治法の改正によって都道府県内に内部統制制度を導入することが義務付けられました。

私は、公安委員会関係で県警にこのことを聞いたら、事務手続の不備32件中12件が県警だったと聞いたのです。32件の残りについて他の部局はどういう状況なのかということと32件の内訳、それと令和3年度も中間評価が行われるように聞いているのですけれども、この状況等々について御報告ください。

小林監察局次長

山田委員から、三つほど質問を頂いております。

まず一つ目、公安委員会関係以外の部分というところでございます。今回の内部統制につきましては、評価における対象部局が知事部局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、警察本部等となっております。公安委員会関係のほうで、警察関係分については既に御答弁がなされたということでございますが、知事部局で14件、教育委員会事務局で6件の計20件、警察関係分と合わせて32件という状況になっております。

次に、32件の不備の状況でございます。主にどういう不備があったかというところで、大きく三つの項目に分けて御説明をさせていただきます。

議会にも報告させていただきました評価報告書の中身に沿うと、一つは収入に関するも

のが20件ございました。主なものを申し上げますと、例えば納入通知書や納付書を複数回送付したことによりまして、債務者が誤って二重に納付した、納付期限後に収納されたというものがございました。また、収入証紙の消印が正しくできていなかったということ、収入証紙の収入状況、先ほどの警察関係のお話がございましたけれども、報告漏れや件数と金額の誤った報告があったというものがございました。

それと、支出に関するものが9件ございました。主なものを挙げさせていただきますと、各種手当の算定に誤りがあったもの、各種手当について事実の発生から15日以内に届出が必要であるにもかかわらず、提出ができていなかったというのがございました。

最後に、契約に関するものでございます。

こちらも3件ございまして、主なもので言いますと、委託契約におきまして契約書に定める書面による承諾を経ずに業務執行を再委託された業者が行っていたというような事案がございました。なお、不備が認められたこの32件の事案につきましては、関係所属において改善措置が行われておりまして、不備の改善が図られているというような状況でございます。

最後は、中間評価をどうしていくのかという三つ目の質問でございます。

先ほど、少しお話をさせてもらいましたけれども、去る9月17日に令和2年度の内部統制について報告書を議長宛に提出しております。評価部局で監察局におきましては、今回の評価、監査委員からの御意見を生かしながら、令和3年度の最終評価に向けて、中間評価をさせていただきたいと考えています。

中間評価におきましては、まずは推進部局でございまして人事課から各所属に対して、令和3年度のリスク評価シートの作成依頼がなされております。各所属では、この作成したリスク評価シートを活用しながら、まずは適正な事務執行に努めていただくというところでございます。

今後、その作成されましたリスク評価シートに基づきまして、中間評価を実施することとしております。この内部統制制度の推進につきましては、評価部局である監察局だけでなく、先ほどお話しさせてもらいました推進部局である人事課、各所属、監査事務局とも連携しながら取り組んでいく必要があることから、現在、関係部局で調整を行っているところでありまして、具体的なスケジュール感、実施内容については、まだ御報告できる状況ではないというところでございます。

今後とも、関係部局と連携しながら、リスク発生の予防や再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

先ほど、山西委員のほうからもお話があり、総務委員会でもお話しさせていただきましたけれども、県税の滞納整理ということで、県から市町村に長期派遣で行っていただいて、本当に頑張ってお仕事をいただいております。

主要施策の成果に関する説明書にも載っていますけれども、55.7パーセントと徴収率も大分上がってきて、すばらしいと思っております。

先ほどお話もありましたけれども、今回のコロナで雇止めや失業、倒産で税金が払えないという方もたくさんおられる中、徴収猶予を受けて、今、何とか立て直そうと取り組ま

れている方もたくさんおられます。

ですので、徴収は大変重要なお仕事だと思うのですが、そうした方の話をしっかり聞いていただいて、より丁寧な対応を心掛けていただくように、また現場の職員の皆様にお伝えしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

1点だけ伺います。

今回、万代庁舎スマートリノベーション事業とユニバーサルデザイン促進事業で1億9,000万円を使って県庁舎に手を入れられておりますけれども、もう少し詳しい内容を教えていただければと思います。

吉田管財課長

ただいま、万代庁舎スマートリノベーション事業とユニバーサルデザイン促進事業について御質問を頂きました。

まず、万代庁舎スマートリノベーション事業でございます。

万代庁舎は昭和61年に竣工しゅんしたもので、建築してから30年以上経過し設備等の老朽化が非常に目立ってきたことから計画的に修繕することといたしまして、これまでエレベーターや一般空調設備の更新工事を行ってまいりました。

今回、資料に記載してございますスマートリノベーション事業につきましては、庁舎のトイレ等の水回り設備について令和2年度に行いました分でございます。具体的には行政棟西側の4階から11階、行政棟東側の6階から11階、議会棟の1階から4階西側のトイレの大規模修繕工事をした分を記載してございます。

続きまして、ユニバーサルデザイン促進事業でございます。

こちらにつきましては、令和元年度から取り組んでおるところでございますけれども、庁舎における視覚障がい者の方用の誘導ブロックについて、視覚障がい者、特にそのうちの8割から9割が弱視者の方とお聞きしておりますので、そういった方にとってより利用しやすく、庁舎のデザインにも調和したものになるように令和元年度は庁舎の屋外部分に整備工事を実施したところでございます。

ユニバーサルデザイン促進事業は、令和3年度に実施する予定の庁舎内で行います視覚障がい者用の誘導ブロックの改修工事の設計を令和2年度に委託しました。そちらの設計の委託分を記載させていただいているところでございます。

梶原委員

設計を委託されて、これからどんどん進めていっていただきたいと思います。

視覚障がい者の方の誘導ブロックは、少しの欠けとか、ちょっとしたことで視覚障がい者の方にとっては命取りになる場合もございますので、ほかの県有施設についてもしっかり点検していただいて、障がい者の方もたくさん来られますので、十分配慮した取組をしていただきたいと思っております。

スマートリノベーション事業は、トイレの改修をはじめ、本当に衛生的になって良くなったという声を一般の県民の人からもたくさん聞きますので、またこうした面で、より県に親しみを持ってもらえるような取組をしっかりと進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

岩佐委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

公文書管理条例についてお尋ねします。

令和元年9月議会からその必要性を主張してまいりまして、令和元年11月議会では、原議員と私の本会議質問に対して、公文書管理条例制定に向けた庁内横断的な検討組織において検討してまいりたいという答弁がありました。

その後、令和2年2月の委員会の中でお尋ねすると、令和2年度中には準備ができそうであったということでした。ところが、まだできていない。どういう事情があつて遅れているのか、またどういう組織体制でどういう検討を進めてきたのかを教えてください。

住田法制文書課長

ただいま扶川議員から、公文書管理条例の検討状況について御質問を頂きました。

県におきましては、公文書等管理条例の制定に向けた検討を進めるため、令和2年3月、庁内横断的な検討組織であります徳島県公文書等管理条例（仮称）検討会議を設置し、さらには具体的な検討を行うため、条例検討会議の中に現行公文書と歴史的公文書、現行公文書につきましては現に作成し使用されている公文書、歴史的公文書につきましては保存期間を満了し現行公文書としての役割は終えたもの、歴史的文化的価値があるとして文書館に移管される文書になりますが、この二つの文書に関しまして、条例の内容を検討する部会を設け、検討会議についてはこれまで2回、部会につきましてはそれぞれ5回開催し、まずは部会において検討した内容を検討会議に上げる手順で検討を進めておるところでございます。

検討に当たりましては、国の公文書等の管理に関する法律、いわゆる公文書管理法と、既に公文書管理条例を制定済みの都道府県が現時点で47都道府県のうち14都県ございますが、こちらの条例と事案を参考に検討を進めているところでございます。

これらの検討を進めておりましたところ、今年度に入りまして、国において公文書管理に関する新たな動きが出てきたところでございます。

具体的に申し上げますと、令和3年4月、公文書管理法を所管する内閣府におきまして、公文書管理委員会の中にデジタルを活用した新たな公文書管理の在り方を検討するデ

デジタルワーキンググループが立ち上がり、4月から7月まで検討を進めた結果、7月26日にワーキンググループから公文書管理委員会に対し、デジタル時代の公文書管理について報告書が提出されたところでございます。

また、今年5月にはデジタル改革関連6法が成立、公布されるなど、国全体においてデジタル化に向けた動きが加速する中、今後、国のほうから公文書管理に関する新たな動きが出てくることが想定されているところでございます。

本県が検討しております公文書等管理条例につきましては、国の公文書管理法などを参考にしており、デジタル化の中、公文書管理に関する国の新しい動きが今後の条例検討に与える影響を検証するため、現在、国の動向を注視するとともに情報収集にも努めておるところでございます。

引き続き、徳島県公文書等管理条例（仮称）の制定に向け、必要な検討作業を着実に進めてまいりたいと考えております。

扶川議員

今のところの見通しを教えてください。いつ頃、成案がまとまりそうですか。

住田法制文書課長

ただいま、条例の制定時期について御質問を頂いたところでございます。

これまでの庁内横断的組織である検討会議及び部会での検討に加えまして、先ほど申し上げましたとおり、現在、国におきまして公文書管理に関する新たな動きが出ておりますので、それらの動きを十分見据えた上で今後検討してまいるところでございます。現時点で具体的なスケジュールを申し上げることはできない状況でございます。

扶川議員

国の動きがあって遅れているということですが。検討されているワーキンググループの資料も今読んでおりましたけれど、その中に入っている内容で国民の期待に十分応えられるものになるかどうかということも、これから勉強していかなければいけないと思うのです。国のほうでも、文書の改ざんをやってみたり、隠ぺいしてみたり、県の取組よりも進んでいたとはとても言えないような状況がありました。

徳島でも記念オケ問題一つとってみましても、県職員が業者に代わって見積書や請求書を作っていた事実が発覚しましたがけれど、住民から見たら首を傾げるような不透明極まりない行政運営というのが、国でも県でも見られると私は思います。

主権者である住民に対してきちんと説明できるような、しっかりとした文書管理と情報公開の仕組みをセットで管理していくことが喫緊の課題だと私は思います。国の後から、あるいはほかの都道府県がほとんどできてからゆっくりというのではいけないと思うのです。

国の公文書管理委員会デジタルワーキンググループの事務局が出した資料の中でも同じようなことを書いてありました。当該システムを活用して行われる業務についても、国民への説明責任が求められる。電子化に当たっては行政の意思決定や事務、事業の跡付け検証ができるよう文書を作成する必要がある。保存期間についても適切な期間を定める必要

があるということが言われています。

そういうこともありますので、昨年2月に私が申し上げたことですが、改めて意見を申し上げておきますので、現在の検討されている会議の中で、是非御報告いただきたいというお願いでございます。簡単に申し上げます。

詳しくは2月議会に申し上げていることと同じなので申しませんが、一つは条例です。前文にはちゃんと知る権利を明記していただきたい。二つは管理体制です。国も文書管理に関する組織体制を強化して従来の省庁任せにしないという方向も考えておるようには聞きましたけれども、本当かどうか知りませんが、日弁連なんかは外部の弁護士に開与させて、独立した権限を持つ公文書管理の組織を整備していただきたいという要望を出しています。やはり県においても第三者の目できちんと検証できる仕組みを作っていくべきだと思います。

それから3点目、公文書化の徹底です。電子化すると個人の資料やメモはどうするかという話も出てきて、これを読んでいきますと個人用のフォルダを作ってそこに入れていくというようなことも検討課題だとなっていては駄目です。だから、何を文書化するかということについて、非常に大事な議論を行わなければいけない。原則は公文書化なのだということ徹底していただきたい。それから、意思形成過程に関する文書化は、今、国のワーキングチームの引用もしましたが、会議録なんかは外部との打合せも含めて最大限記録しなければ跡付けできません。

それから5点目は保存期間です。どうもこれを見ても、原則、私は電子データなのだから無期限に文書館に移管しても問題ないのではないかと考えていましたけれども、それぞれの文書について保存期間を設ける方向で国は検討しておるようです。これも最大限長く取るべきですよ。かさばらないのですから、長く取ったって何にも差し支えない。何年分のデータが1枚のDVDに入ってしまうような、そんな世界ですから長期保存をお願いしたい。

それから、次は情報公開制度と電子データの連携です。この報告書に書いてありますように技術的な問題なので、例えばPDFなんかには塗りができます。あんなようなやり方をすれば、今、情報公開の文書に手塗りで黒で目隠しをするなんて作業を大変な労力を掛けてお願いしていますけれども、そんなことをしなくてもっと簡単にできるようになります。こういう意味でも技術的な工夫がいろいろあると思います。

私はずっと前から議論してきました公用車の管理に関しても、新しい技術と結び付けば、例えばGPSを活用する方法もあります。そういうデータを付けば、何時何分どこへ行ってどうしたなんていちいち手で書かなくても電子データを付けばいいんです。そんな運用ができるのではないかと。いろんな可能性があると思います。

最後、7点目ですが、何をどのくらい保存するべきかということまで含めて、県民の意見、主権者の意見を聞くべきです。

入札結果に対する保存期間などは5年になっていますけれども、談合罪で言うと、ずっと長い連続したものと見れば、その期間にとどまらず検討されるわけで、実態に合わない運用もされていますから、そういう問題意識を県民から聞いたことがあります。実際、裁判している人から、何だこれと言われたことがありました。そういうことにならないよう

に、県民の皆さんの意見をしっかり聞いていただきたい。

それから最終的に今、どういう内容の検討をしているのかと私がお聞きしても、その内容は教えていただけないということを事前に伺いましたが、議会に出して、条例として可決するまでの間、しっかり時間を取っていただきたい。我々が十分に検討できるように時間を頂きたい。これだけのお願いしておきたいと思います。

以上、要望ですので、どうこう今答えられないので要りません。

あと3分ありますのであと1点だけ、お聞きしていて思い付いたことでお尋ねしたいことがあります。

情報公開の請求をして却下される、不開示となった情報について異議申立てをします。私もしたことがあるのです。教育委員会関係でやったのですけれど、請求したのは私が議員になる前でして、回答が来たのは今年です。一体何年たっていますか。もう2年くらいたっています。これは余りにも長すぎる。データがあれば教えていただきたいのですが、情報公開に関して不服申立てが行われた例が何件あって、それぞれ最終的に回答したのが、期間がどのくらい掛かっているのか、分かったら教えてください。

分からなかったら後で整理して教えていただきたいと思いますのでお願いします。どうでしょうか。

溝杭県庁ふれあい室長

今、不服申立て、審査請求についてのお問合せがございましたが、今、手元に詳しい資料がございませんので、後で回答させていただきます。

扶川議員

後で結構ですので、教えてください。

とにかく、裁判ではないのですから、裁判でも日本の裁判は長すぎると批判を浴びています。情勢が変わってしまうのです。情報公開した意味がない。それが却下されたことについて速やかに結論が出なければ、そのときの状況の切実さとか細かいことについて忘れてしまいます。余りにも遅すぎる、是非改善していただきたい。データを見た上で短縮の方法を検討していただきたいのですが、それはできますか。あるいは、監査請求だったら期限が定められているのですから、これにも期限を定めるべきだと思いますが、そのような今後の改善は考えられないか教えてください。

岩佐委員長

小休します。（11時53分）

岩佐委員長

再開します。（11時53分）

溝杭県庁ふれあい室長

審査請求に係る期間について御質問がございました。

情報公開に係る審査請求が行われた場合、情報公開条例に基づきまして審査手続が行わ

れるところでございますが、この条例等におきまして、手続に係る標準処理期間は定められていないところでございます。これにつきましては、行政不服審査法におきましても努力義務となっており、事案によりまして様々な状況がございますので、一律に期限を設けることは難しいというようなところがございます。ただ、時間が掛かっている部分もございますので、それにつきましてはできるだけ早く審査をしていきたいと考えております。

扶川議員

時間が来ましたのでまとめます。

情報を使おうと思って出して審査したけれども結局却下されて、それから1年も2年もたつて、その情報がもし出てきたとしても、古くなってしまってもう使えませんよ。こんな不親切な制度はありません。法律で決まっていらないからといって決める必要はないなんて対応はおかしいです。法律を上回るような内容の条例を決めてもいい分野だと思います。法律が定めていないのだから、県として積極的に期限を決めて十分県民サービスの向上に資するよう改善をお願いして終わります。

岩佐委員

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

午食のため、休憩いたします。（11時55分）